

◇泉 美和子 君

○議長（澁谷俊二君） 次に、5番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（5番 泉 美和子君 登壇）

○5番（泉 美和子君） 通告に基づき、一般質問いたします。

初めに新型コロナ対策について質問いたします。

緊急事態宣言が解除されましたが、ウイルスによる市中感染は続いており、いつまた感染者が増えるか心配する生活が続いています。第2波・第3波へのしっかりとした備えが必要なことは言うまでもありません。感染拡大防止のため感染者の早期発見に有効なPCR検査は、症状があるのに検査を受けられないなど多くの人が検査を受けられず重症化して手遅れになる事例も相次ぎ問題となってきました。そんなことが起こらないようにするためPCR検査の大規模な実施が求められています。このたびの6月県議会でもPCR検査体制を強化することが示されたようです。大仙市にPCR検査を行うドライブスルー方式の仮設診療所が設置されることになりましたが、これによってこれまでのように強い症状が現れた有症者だけ検査できるのではなく、感染が疑われる人、すなわち軽症者や無症状者も含め全ての濃厚接触者が速やかに検査を受けられる体制になるのか、なっているのかお伺いいたします。

住民からも希望すればすぐ検査を受けられるようにならないのかといった声もよく聞かれました。PCR検査、抗体検査を町内医療施設などで実施できる体制づくりはできないのかお伺いいたします。

特定定額給付金の給付率が、質問通告時よりさらに進んで98.6%とのことでした。町の早い対応は町民から喜ばれています。申請期間は8月までとまだありますが、まだ申請していない世帯への働きかけなどについてどのようにお考えかお伺いいたします。

コロナ感染拡大の影響でアルバイト収入が大幅に減って困窮する学生が増えています。5人に1人が退学を検討するという調査もあるように学生生活が深刻な危機に直面しています。国の学生支援緊急給付金は申請要件の制約があり、金額も人数も不十分だとの声が出されています。県内では大仙市を初め小坂町、北秋田市、八峰町、三種町、井川町、八郎潟町、にかほ市など学生に対し2万円、5万円、10万円など現金給付の支援を決めています。町が行った県外の大学生へ特産品を送る応援事業ももちろん喜ばれていますが、さらなる支援策として全学生に対し、他自治体のように現金給付による支援を行うべきではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

これから台風や豪雨などの風水害が多発する季節をコロナ危機の中で迎えつつあります。地震

も今年に入ってからも続いています。自然災害の発生時に開設される避難所は新たな感染クラスターになる危険性があります。防災問題の専門学会が新型コロナウイルスと自然災害の複合災害による感染者の爆発的増加を避けるため、従来とは避難の方法を変えなければならないと発信しています。クラスターを生まない避難体制を、どうつくっていくのかが新たな課題となっています。今回の補正予算で避難所用間仕切り購入経費を計上していますが、3密回避の避難所運営と避難体制について、どのように検討しているのかお伺いいたします。

新型コロナ危機が続くもと、雇用危機が深刻です。総務省の労働力調査では非正規労働者が前年同月比で97万人減少しており、30代から40代の女性が一番減っています。シングルマザーや家計を支えているアルバイトなどが真っ先に切られています。新型コロナウイルス感染症の影響で休業を余儀なくされている、あるいは雇い止めになったなど雇用不安に陥っている町民に対して、町として何らかの支援が必要ではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

小中学校の臨時休業に伴い、就学援助を受けている世帯への昼食代を支給する自治体が全国的に広がっていますが、当町での対応をお伺いいたします。

以上です。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、仮設診療所についてですが、県内の二次医療圏ごとに10か所が設置されることになっております。大仙・仙北医療圏では議員ご承知のとおり県からの要請により、大仙市に設置されることが決まっており、美郷町民もその利用対象となります。

新型コロナウイルス感染症患者の急激な増加により、帰国者・接触者外来等の医療提供体制の運営に支障を生じさせないようにするとともに医療従事者の負担軽減を図り、当該感染症の疑いのある方が安心して受診できる体制構築を図る目的で、設置期間は7月から5か月間、状況に応じて週に1日から3日開設し、ドライブスルー方式でPCR検査を行うことになっております。

検査までの流れですが、帰国者・接触者相談センターから相談者の住所により管轄する保健所に連絡が入り、聞き取りした内容から症状が比較的軽いと判断された方を仮設診療所へ案内し、PCR検査を行います。また、かかりつけ医の判断で仮設診療所へ案内し、PCR検査を行うケースも検討中と伺っております。症状が比較的軽い段階で検査が受けられることに加え、かかりつけ医の判断で仮設診療所において検査が受けられるようになれば、今までより速やかにPCR検査を受けられる体制になるものと考えております。

なお、現在、大仙市と大曲仙北医師会が開設に向けて協議を行っており、詳しい内容は決定次第公表されると伺っております。

次に、町内の医療機関でのPCR検査についてですが、患者数が増大して医療提供に支障を来す場合は都道府県知事が厚生労働省と協議して対応することとされており、県内の一般医療機関がPCR検査を自由に行う体制にはなっておりません。そのため、現段階では町内医療機関での実施はできない状況にあります。

また、抗体検査についてですが、検査できる体制が整っている医療機関では独自に実施できることになっており、町内の医療機関に問い合わせたところ、実施している医療機関は1機関でした。抗体検査の実施については、県に申請及び結果報告の必要がなく、あくまで各医療機関の独自判断で実施することになっております。

次に特別定額給付金についてですが、6月16日現在での給付状況は先ほどの一般質問でもお答えしましたが、6,537世帯、19億260万円を支給しており、給付率は世帯換算で98.6%、人数換算で99.1%となっております。一方、88世帯163人の方は、まだ申請されていない状況です。

そこで、ご質問のまだ申請されていない方への働きかけについてですが、まず6月下旬、総務省が全県統一で地元紙に申請期限のお知らせを掲載することとしているほか、町としては申請期限の約1か月前である7月上旬に未申請者に対して郵送で申請期限のお知らせ、申請の勧奨を行うこととしております。加えて、独り暮らしの高齢者など申請手続きが分からないといった方には居宅介護支援事業所などとも連携しながら働きかけをしまいたいと考えております。

次に、学生を対象とする現金給付の支援についてですが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大による影響のためアルバイト等ができずに学費や生活費が不足し、困窮している学生がいる旨の報道があることは承知しております。6月1日から受付をしている美郷町県外大学生等応援事業でも申請いただいた学生からのメッセージの一部にも、そうした旨を触れている方がいらっしゃるところです。

また、現在、大学等においてはオンラインによるリモート授業が多いと伺っており、多くの学生がこれまでとは違う学習形態や生活環境に直面しながら苦勞して勉学に励んでいるものと認識しております。

こうした状況を踏まえるとともに国の特別定額給付金の給付から一定程度の時間が経過したことも踏まえ、町出身及び町在住の学生が引き続き新型コロナウイルスの影響に負けず勉学に励んでいくよう、既に実施している美郷町県外大学生等応援事業とは別の新たな給付制度について検討に入っており、今後しかるべき時期に臨時議会にて関係予算のご審議をお願いしたいと考えて

おります。

次に、自然災害発生時における避難所運営についてですが、新型コロナウイルス感染症への警戒が続く中、大地震や豪雨などの自然災害が発生した際の避難所運営の在り方については、議員ご質問のとおり「3つの密」にならないような手だてを講じなければならないと考えております。

町の地域防災計画では、災害時に1次指定避難所3か所で、1人当たり2平米として最大670人の避難者を受け入れる計画としておりますが、新型コロナウイルス感染症対策においては、避難者が2メートル以上の距離を保てるレイアウト等を検討しているところです。また、避難者が十分なスペースを確保できない場合には2次指定避難所を開設するなど、可能な限り多くの避難所を開設するよう準備を進めてまいります。

また、避難所運営に必要な物資として、マスク、防護服、ビニール手袋、フェイスシールド、アルコール消毒液、ペーパータオル、非接触型体温計に加え、本定例会の補正予算案でご審議いただく避難所用間仕切りを準備し、避難所空間での感染予防及びプライバシー保護を図ってまいりますと存じます。

避難所の開設・運営については、担当する職員に対し、マスクやビニール手袋等の装着を義務づけ、感染防止を図るとともに受付時には検温等により健康状態を確認し、症状のある感染が疑われる避難者用に医療機関移送までの専用スペースを設けるなど、接触リスクを避けるレイアウトも検討してまいります。

なお、町民皆さんには避難に関連して日頃から防災マップ等で自分の家の安全性を確認してもらい、在宅避難や分散型避難として安全確保できる親戚や知人宅への避難、グラウンド等での短期間の車中泊など、災害の種類や規模に応じた対応可能な「3つの密」の回避策について意識喚起をしてまいりますと存じます。

次に、雇用関係に対する支援についてですが、大曲・角館公共職業安定所管内の有効求人倍率は令和2年3月が1.25倍、4月が1.16倍でしたので、前月比0.09ポイント低下しております。また、大曲公共職業安定所に休業状況等を確認したところ、6月16日現在で国の雇用調整助成金の町内事業者の申請状況については17件、大曲公共職業安定所管内の大仙市及び美郷町における新型コロナウイルス感染症の影響による解雇は30名確認されております。

町ではこのような状況を見据え、雇用環境の改善を促すため、新型コロナウイルス感染症の影響により失業した町民を6か月以上の期間で雇用した中小企業や個人事業主に対し、町内事業者には雇用1人につき30万円、町外事業者には雇用1人につき15万円を交付する緊急雇用支援金を既に

制度化しているところです。

また、企業の新卒者等の正規雇用を後押ししていくため、町内企業の人材確保を支援する企業人材獲得支援事業補助金について、今後新たな支援メニューを追加していくよう現在検討を行っているところです。

いずれ、町としては新型コロナウイルス感染症の影響による雇用動向を踏まえつつ、雇用不安の軽減につながる取組を進めてまいりたいと存じます。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） 先ほどの小中学校の臨時休業に伴い就学援助を受けている世帯への給食費の支援についてのご質問にお答えいたします。

初めに、今年度の就学援助の対象となる要保護認定者数は小学校1名、中学校1名の合計2名となっております。また、準要保護認定者数は小学校53名、中学校34名の合計87名であります。

このうち、要保護認定者については、生活保護法に基づき支給される教育扶助に給食費が含まれているため、給食費に関して町の助成はありません。

一方、準要保護認定者については、給食費を町で助成しております。

議員ご承知のとおり、5月6日までを期限とする緊急事態宣言が秋田県を含む全国に発出されたことにより、町内小中学校を4月23日から5月6日まで臨時休校としており、この期間、給食の提供を6日間休止といたしました。そして臨時休校に伴う授業日の回復措置としては、今年6月1日の開校記念日を授業日としております。さらに、本来の夏季休業期間である7月27日から29日の3日間と8月20日及び21日の2日間を授業日とする予定です。

そのため、準要保護認定者の児童生徒については、4月からの臨時休校により給食が6回なくなりましたが、休校分の回復措置により、新たに6日の授業日の実施、つまり6回の給食の実施となりますので、臨時休校に伴う給食費の支援については、現段階において考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）5番、泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○5番（泉 美和子君） 雇用不安のことについてお伺いいたします。

雇用不安の軽減につながる取組をしていくというご答弁でしたので、ぜひお願いしたいと思いますが、町で行っている支援制度は、事業者に対する支援というのが一つあるわけですが、私が主に強く思うのは、今のコロナのことで失業など不安を抱えている人に対して、直接事業者

でなくそういう町民の方に対する何か支援がないのかというそういうことで、例えばこういうことを行っている自治体もあるようです。群馬県の大泉町では生活支援パッケージということで離職者等一時金給付事業というのを行って派遣切りや雇い止めに遭った人に対して2万円を支給している。それから弁護士による無料相談会なども行っているということなので、ハローワーク等のいろいろな支援もありますけれども、こういうのをぜひ町として取り組んでいていただきたいなと思ったところですが、その点など、この点についてお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いいたします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員ご提示の大泉町の生活支援パッケージというのを承知しておりませんでした。多分大泉町というのは海外の労働者を多く受け入れている、海外の方が多いところと認識しております。各地域によって置かれた環境が大きく違いますので、美郷町においてどうかというのは単純な比較はできないというふうに思っています。

また、離職された方については通常失業保険が対象となると存じますので、そうした既存の国が実際運用している各種制度状況等を照らし合わせて総合的な判断が必要なものではないかというふうに認識しております。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○5番（泉 美和子君） 敬老会について質問いたします。

今年はコロナコロナでいろいろな催物が中止になり、楽しみがなくなって寂しいという町民の声もよく聞かれます。そういう中で町でも敬老会を中止するという方針が示されました。これまで長年にわたり社会発展のために地域に貢献してきた方々に感謝の気持ちを伝えるため記念品の贈呈などの取組は必要だと考えますが、どのように検討されているのかお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町では長年にわたり社会の発展に貢献してこられた高齢者に敬意を表し、健康で自立した生活を継続していただけるよう3地区において敬老会を開催し、記念品の贈呈や介護予防の講演会などを行ってきました。敬老会には招待者本人や代理の家族の方が記念品を受け取りにきてくださり、例年3,000人以上が関わっていただいております。

今年議員ご説明のとおり新型コロナウイルス感染症の発生により高齢者の感染リスク排除を最優先することとし、やむなく敬老会の中止を決定したところですが、町の高齢者に対する敬愛の気持ちに変わりはありませんので、会は中止するものの対象者に対する記念品については贈呈する方向で現在検討しているところです。

贈呈方法については、感染リスクの低減を図るため記念品配布の会場を設置する方法ではなく、記念品の選定等に制約が生じますが、個別に配送する方法を検討しております。

なお、来年度以降については、新型コロナウイルス感染症の状況、及び国が示した「新しい生活様式」を踏まえて改めて考えてまいります。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、5番、泉 美和子君の一般質問を終わります。